

## 山梨県公立高等学校専攻科修学支援金支給要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日 文部科学大臣決定）及び高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の取扱いについて（令和3年6月14日 3文科初第474号）に基づき、公立高等学校の専攻科に在学する低所得世帯の生徒の授業料に対し、予算の範囲内において山梨県公立高等学校専攻科修学支援金（以下「専攻科修学支援金」という。）を支給することについて、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

#### (1) 高等学校専攻科

山梨県内の公立高等学校に設置する専攻科の学科のうち、次のいずれかの要件を満たすもの

##### ア 大学への編入学基準を満たす課程を有する学科

なお、ここでいう「大学」とは、短期大学を含むこととし、ここでいう「編入学基準を満たす課程」とは、平成28年文部科学省告示第63号又は第64号に定める基準を満たすものとする。

##### イ 国家資格者養成課程を有する学科

なお、ここでいう「国家資格」とは、資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、若しくは当該資格に係る名称を使用することができないこととされているもの又は法令において一定の場合には当該資格を有する者を使用し、若しくは当該資格を有する者に当該資格に係る行為を依頼することが義務付けられているものをいう。

#### (2) 高等学校等専攻科

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等の専攻科

#### (3) 保護者等

法第3条第2項第3号に規定する保護者等

### (支給の対象)

第3条 高等学校専攻科に在学する生徒への修学を支援するために、次の各号のすべてに該当する者に対して、在学する高等学校の授業料に充てることを条件に専攻科修学支援金を支給する。

#### (1) 日本国内に住所を有する者

#### (2) 高等学校等専攻科を終了していない者

#### (3) 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月を超えない者

- (4) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、以下の算式により算出された額(算定基準額)(保護者等が2人以上いるときは、その全員の算定基準を合算した額。)が以下の区分に該当する者

**【算式】市町村民税の所得割の課税所得額※1(課税標準額)×6%－調整控除の額※2**

※1 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第百十二号)第一条第二項第一号に規定する所得金額等の合計額とする。

※2 政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に3/4 を乗じた額となる。

区分1 保護者等の算定基準額が100 円未満である者

区分2 保護者等の算定基準額が51,300 円未満である者(区分1に該当する者を除く。)

※ 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十五条第一項各号に掲げる者又は同法附則第三条の三第四項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は0 円とする。

- 2 前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、各号に定める時点から専攻科修学支援金を支給しない。
- (1) 退学・停学(無期限又は三か月以上のものに限る。)の処分を受けた者については、処分を受けた翌月
- (2) 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者については、翌年度の四月
- (3) 一の年度における出席率が5割以下の者については、翌年度の四月
- 3 学校長は、前項に該当しないことの確認のため様式1「個人対象要件証明書」を作成し、翌年度の4月10日までに教育長に提出する。ただし、(1)に該当することとなった場合には、直ちに教育長に提出する。

(支給期間)

第4条 専攻科修学支援金の支給期間は最大で24月とする。

(受給資格の認定)

第5条 専攻科修学支援金の支給を受けようとするときは、受給資格認定申請書(第1号様式)に、保護者等の個人番号カードの写し等または課税所得額(課税標準額)や市町村民税の調整控除額等を証明する書類(以下「課税証明書等」という。)を添付して、学校長を通じて山梨県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に対し、専攻科修学支援金受給資格の認定を申請し、その認定を受けなければならない。

なお、所得確認を行う保護者等の全員又は一部が住民税の賦課期日(1月1日)に日本国内に在住しておらず、課税状況の確認ができない場合は、補助の対象とはせず、保護者等の全員の最新の課税証明書等が確認できる場合に限り、対象とする。

(収入状況の届出)

第6条 専攻科修学支援金の受給資格を有する生徒は、収入状況届出書(第1号様式)(以下「届出書」という。)に課税証明書等を添付し、毎年7月10日までに学校長を通じて教育長に提出しなければならない。ただし、受給資格の認定時に保護者等の個

人番号カードの写し等を提出している場合には提出を要しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、専攻科修学支援金の受給資格を有する生徒は、保護者等について変更があったときは、届出書等を速やかに学校長を通じて教育長に提出しなければならない。ただし、既に当該保護者等の課税証明書等を提出している場合にあつては、これを添付することを要しない。

(専攻科修学支援金の額)

第7条 専攻科修学支援金の額は、第5条の認定を受けた者(以下「受給権者」という。)がその初日において当該認定に係る高等学校(以下「支給対象高等学校」という。)に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、第3条第1項(4)区分1に該当する者については支給対象高等学校の授業料の月額に相当する額、区分2に該当する者については同月額に相当する額の2分の1の額とする。

(専攻科修学支援金の支給等)

第8条 専攻科修学支援金の支給は、受給権者が第5条の認定を受けた月から始め、当該専攻科修学支援金を支給すべき事由が消滅した月で終わる。

- 2 専攻科修学支援金の支給を受けようとする者が第3項に規定するやむを得ない理由により第5条の認定の申請をすることができなかつた場合において、やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、やむを得ない理由により当該申請をすることができなくなった日を申請日とみなして、前項の規定を適用する。
- 3 前項に規定するやむを得ない理由は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 生徒が交通事故又は傷病により長期にわたり欠席したとき。
  - (2) 災害により被害を受け、申請することが困難なとき。
  - (3) その他、教育長がやむを得ないと認めたとき。

第9条 教育長は、受給権者の了承のもと、受給権者に支給すべき専攻科修学支援金を当該受給権者の授業料に充てることとし、そのことをもって当該受給権者に対し、専攻科修学支援金の支給があつたものとする。

(専攻科修学支援金の支給の停止等)

第10条 専攻科修学支援金は、受給権者が支給対象高等学校を休学した場合において、受給権者が、教育長に支給停止申出書(第2号様式)により申出たときは、その申出をした日の属する月の翌月から支給を停止する。

- 2 前項により停止した支援金の支給を再開するときは、支給再開申出書(第3号様式)に課税証明書等を添付し、学校長を通じて教育長に提出しなければならない。ただし、既に課税証明書等を提出している場合にあつては、これを添付することを要しない。

(支払いの一時差止め)

第11条 受給権者が正当な理由がなく第6条の規定による届出をしないときは、専攻科修学支援金の支払いを一時差し止めることができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、専攻科修学支援金の支給に関し必要な事項は、

高等学校等就学支援金の取扱いに準じて行うものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月14日から施行する。